青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例(平成30年条例第19号)

備考		
現行	(管理者) 動の管理者を置かなければならない。 生省令第 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第 1)に規定 36号。以下「法施行規則」という。)第140条の66第1号イ(3)に規定 (3)に規定 する主任介護支援専門員でなければならない。 2 8 8 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 9 8 9	( 施行期日 ) 1
改正後	(管理者) 第4条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに常 勤の管理者を置かなければならない。 2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則 (平成11年厚生省令第 36号。以下「法施行規則」という。)第140条の66第1号イ(3)に規定 する主任介護支援専門員でなければならない。 <u>ただし、主任介護支援専</u> 門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合につい ては、介護支援専門員(主任介護専門員を除く。)を前項に規定する管理者とすることができる。	<ul> <li>( 施行期日)</li> <li>1 略</li> <li>( 管理者にかかる経過措置)</li> <li>2 会和9年3月31日までの間は、第4条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員(法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。)を第4条第1項に規定する管理者とすることができる。</li> <li>3 合和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、前項中「、第4条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所(同日において当該事業所における管理者が、法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものに限る。)については、第4条第2項」と、「介護支援専門員をいきのに「引き続き、合和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を1とする。</li> </ul>

付 則		
この条例は、公布の日から施行する。		